

指定整備記録簿の記載要領についての一部改正

自動車検査独立行政法人は、平成 19 年 6 月 29 日及び平成 20 年 2 月 1 日に「道路運車両の保安基準」(国土交通省令)及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」「適用整理関係告示」(国土交通省告示)の一部改正に伴い審査事務規程の一部改正を 2 月 3 日から施行されました。

1. 走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の照射方向の判定値の改正

- (1) 走行用前照灯の最高光度点の位置の範囲について、前方 10m で上下方向は水平面より上方 100mm から下方は前照灯の取付高さの 1/5 まで、左右方向はそれぞれ 270mm までとした。
- (2) すれ違い用前照灯のエルボ一点の位置の範囲について、前方 10m で左右方向はそれぞれ 270mm とした。

2. 制動力の判定値の改正

検査時制動力の総和の基準(検査時車両状態の重量の 4.90N/kg (50%以上))の適用を受ける自動車について、降雨等の天候条件によりブレーキローラーが濡れている場合には、制動力の総和が 3.92N/kg (40%以上) 以上であれば適合とする。

①前照灯関係

すれ違い用前照灯	
改正	現行
エルボ点合格範囲 L27cm~R27cm 上下 D2cm~D15cm (前照灯取付高さ1m超: D7cm~D20cm)	エルボ点合格範囲 L18cm~R18cm 上下 D2cm~D15cm (前照灯取付高さ1m超: D7cm~D20cm)

走行用前照灯	
改正	現行
最高光度点の範囲 左灯 L27cm~R27cm 右灯 L27cm~R27cm 上下 U10cm~D1/5(前照灯取付高)	最高光度点の範囲 左灯 L20cm~R20cm 右灯 L20cm~R10cm 上下 0cm~D1/5(前照灯取付高)

指定整備記録簿の記載要領についての一部改正

改正後 別紙

前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

(1) 走行用前照灯の検査により判断した場合

前照灯		
	右	左
取付高さ	58 cm	58 cm
光	上 5 cm	下 10 cm
軸	因・右 15 cm	因・右 20 cm
光	主× 100 160 cd	主× 100 160 cd
度	副× 100 cd	副× 100 cd

(注) 上向きの場合は「下」を打ち消し、「上」と記入する。

※ 補足

走行用前照灯の照射光線の判定値が、前方10mの位置において、最高光度点が、照明部の中心を含む水平面より100mm上方の平面及び当該水平面より照明部中心高さの5分の1下方の平面に改正されたことから、光軸が0cmより上方で適合とする場合は、「下」を消しこみ「上」と記入してください。

(2) すれ違い用前照灯の検査により判断した場合

①すれ違い用前照灯試験機による検査でカットオフ有りの場合

前照灯		
	右	左
取付高さ	すれ違い灯 58 cm	58 cm
光	下 10 cm	下 10 cm
軸	因・右 5 cm	左・因 20 cm
光	主× 100 cd	主× 100 cd
軸	副× 100 80 cd	副× 100 80 cd

(注) 「取付高さ」の欄に「すれ違い灯」と記入する。
(以下、②及び③についても同じ。)

(注) 「光軸」を「エルボ一点の位置」と読み替えて数値を記入する (以下、②についても同じ)

(注) 「光度」の (副) の欄に測定光度の値を記入する
(以下、②及び③についても同じ)

②スクリーン等による目視での検査でカットオフ有りの場合

前照灯		
	右	左
取付高さ	すれ違い灯 58 cm	58 cm
	光 下 スクリーン 10 cm	光 下 10 cm
軸	⊕・右 5 cm	⊕・右 20 cm
	光 主× 100 cd	光 主× 100 cd
軸	副× 100 80 cd	副× 100 80 cd

(注)「光軸」の欄に「スクリーン」と記入する

③カットオフ無しの場合

前照灯		
	右	左
取付高さ	すれ違い灯 カットオフ無し 58 cm	58 cm
	光 下 5 cm	光 下 5 cm
軸	⊕・右 10 cm	⊖・左 10 cm
	光 主× 100 cd	光 主× 100 cd
軸	副× 100 80 cd	副× 100 80 cd

(注)「取付高さ」の欄に「カットオフ無し」と記入する

制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

(1) 制動力の総和を自動車の重量で除した値が 4.90N/kg以上であることにより判断した場合

前 軸	前 前 軸	右	軸重	左右差
		2800 N		200 N
		左	595 kg	0.34 N/kg
	前 後 軸	右	軸重	左右差
		左		
後 軸	後 前 軸	右	軸重	左右差
		左		
	後 後 軸	右	軸重	左右差
		左		
計		8900 N	1035 kg	8.60 N/kg
手動		2400 N		2.32 N/kg

(注) 各軸重を計測することが困難な場合には、空車状態における前軸重に5.5kgを加えた値を前軸の「軸重」欄に記載する。

(2) 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラーが濡れていると自動車検査員が判断し、制動力の総和を自動車の重量で除した値が 3.92N/kg以上であることを適用した場合

前 軸	前前軸	右	軸重	左右差
		1400 N		100 N
	左	595 kg	0.17 N/kg	
	1500 N			
後 軸	前後軸	右	軸重	左右差
		/	/	/
	左	kg	N/kg	
	/			
後 軸	後前軸	右	軸重	左右差
		/	/	/
	左	kg	N	
	/			
計	後後軸	右	軸重	左右差
		800 N	440 kg	100 N
	左	3.41 N/kg	0.23 N/kg	
	700 N			
計		車両重量	湿	
	4400 N	1035 kg	4.25 N/kg	
手動				
	2400 N		2.32 N/kg	

(注) 制動力の総和を自動車の重量で除した値の欄に「湿」(又は「W」)と記入する。

※ 補足

$4.25 \text{ N/kg} \geq 4.90 \text{ N/kg}$ (50%以上) で制動力の総和が数値上不適合であるが、降雨等により車輪が濡れており、歯止め等必要な措置を講じても制動力が 3.92 N/kg (40%以上) 以上ある場合は「湿」又は「W」と記入することにより、適合とみなすことができる。

(3) 前軸の全車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなす

ことを適用した場合

前 軸	前 前 軸	右 1400 N	軸重 595 kg	左右差 100 N
		左 全車輪ロック		
前 軸	前 後 軸	右 N	軸重 kg	左右差 N
		左 N		
後 軸	後 前 軸	右 N	軸重 kg	左右差 N
		左 N		
後 軸	後 後 軸	右 800 N	軸重 440 kg	左右差 100 N
		左 700 N		
計		4400 N	車両重量 1035 kg	4.25 N/kg
手動		2400 N		2.32 N/kg

(注) ロックする直前の制動力を計測し、該当する車軸欄に計測値を記載するとともに、制動力計測値付近に「全車輪ロック」と記入する。

※ 補足

$4.25 \text{ N/kg} \geq 4.90 \text{ N/kg}$ (50%以上) で制動力の総和が数値上不適合であるが、前軸の全車輪がロックした場合には、「全車輪ロック」と記入することにより、適合とみなすことができる。